



ウェルスデザイン II

[運用通貨] USドル

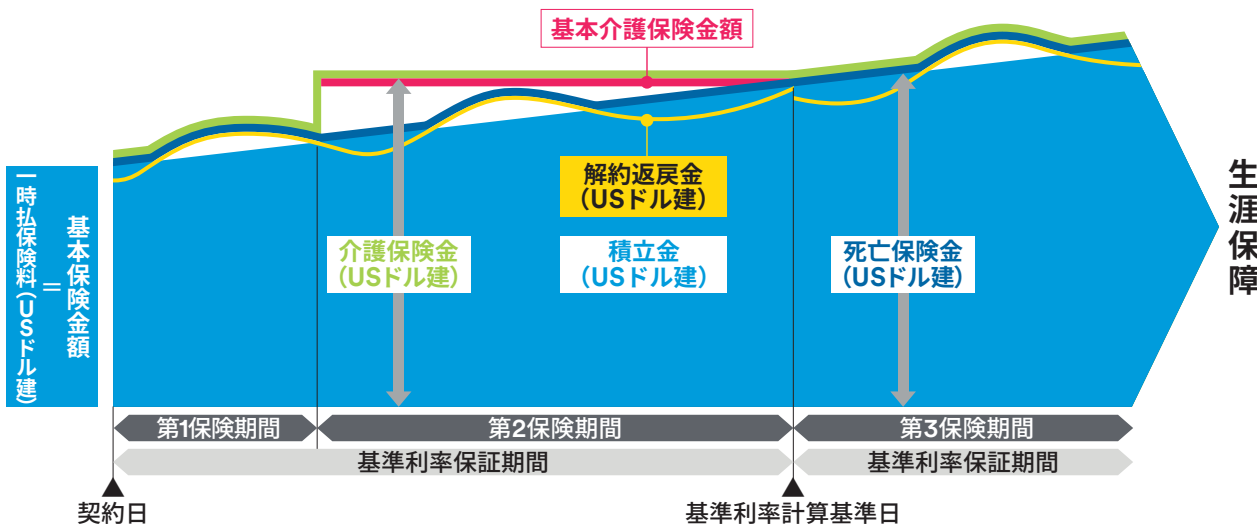
介護保障型一時払終身保険

契約時の基準利率保証期間10年: 利率変動型一時払終身保険(米ドル建 介護保障型)

契約時の基準利率保証期間30年: 利率変動型一時払終身保険(米ドル建 介護保障型 22)

1 商品の特征としくみ ※しくみ図はイメージです。

ウェルスデザインIIは、介護保障や死亡保障を確保しながら、将来のために資産をふやすことができる、USドル建の一時払終身保険です。お申出いただくことで保障を円建に変更できる機能もあります。



付加できる主な特則・特約	●介護保険金の指定代理請求に関する特則	●円建終身保険移行特約(介護保障型)
	●保険料円入金特約	●外貨入金特約 ●円支払特約 ●年金支払特約 ●年金移行特約

2 主なお取扱いについて ※お取扱いの範囲などは、契約内容により異なります。

契約者の年齢範囲	0歳～満100歳(申込日における満年齢)		基準利率保証期間	契約時	10年または30年から選択	
被保険者の契約年齢範囲	契約時の基準利率保証期間が10年の場合	満40歳～満85歳(契約日における満年齢)	一時払保険料(基本保険金額)	更改時	10年	
	契約時の基準利率保証期間が30年の場合	満40歳～満80歳(契約日における満年齢)		最低金額	3万USドル(100USドル単位)	
保険期間	第1保険期間	契約日からその日を含めて3年後の契約応当日の前日までの期間	運用通貨	最高金額	(1契約あたり)3億円相当額・(当保険の通算)3億円相当額 ※メットライフ生命所定の通算為替レートを用いて円換算します(別途、通算限度があります)。 ※金額は変更となる場合があります。	
	第2保険期間	第1保険期間満了日の翌日からその直後に到来する基準利率計算基準日の前日までの期間			告知書扱	
	第3保険期間	第2保険期間満了日の翌日以後の期間(終身)				健康に関する告知
			配当金	ありません。	解約返戻金	あります。

3 保障内容

保険金の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	死亡された日における次のいずれか大きい金額 ①積立金相当額 ②解約返戻金相当額 円建終身保険(介護保障型)移行後 死亡された日における保険金額
介護保険金	被保険者が、責任開始時以後(*1)初めて、公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき	各保険期間において、支払事由該当日における次のいずれか大きい金額 第1保険期間中または第3保険期間中 ①積立金相当額 ②解約返戻金相当額 第2保険期間中 ①基本介護保険金額(*2) ②積立金相当額 ③解約返戻金相当額 *2 保険契約締結の際に計算される第2保険期間満了時の積立金相当額 円建終身保険(介護保障型)移行後 支払事由該当日における保険金額

*1 円建終身保険(介護保障型)へ移行した場合は、移行日以後となります。
 *2 死亡保険金をお支払いする前に介護保険金がお支払されたときは、死亡保険金はお支払いできません。
 *死亡保険金がお支払されたときは、その支払後に介護保険金の請求を受けても、介護保険金はお支払いできません。
 ※この保険に高度障害保険金はありません。

4 ご留意いただきたい事項

ご負担いただく費用について

・当保険にかかる費用は、以下の費用の合計額となります。

契約時・保険期間中にご負担いただく費用

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費用	死亡保障・介護保障および保険契約の締結・維持にかかる費用	契約時に選択した基準利率保証期間 10年 1.06% 30年 1.14%
	第2保険期間における介護保障にかかる費用	(*)
	円建終身保険(介護保障型)移行後における死亡保障・介護保障および保険契約の維持にかかる費用	(*)

*1「第2保険期間における介護保障にかかる費用」は、基準利率・契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

*2「円建終身保険(介護保障型)移行後における死亡保障・介護保障および保険契約の維持にかかる費用」は、移行時の年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。

外貨のお取扱い時にご負担いただく費用

(金融機関で通貨交換をされる場合)

・外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合)

・保険料を外貨で払い込む際や保険金などを外貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(詳しくは取扱金融機関にご確認ください)。

(通貨交換に関する特約などを利用される場合)

・「保険料円入金特約」「外貨入金特約」および「円支払特約」のレートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各レートは、メットライフ生命指定の金融機関が公示する外貨交換レートと円交換レートの中間の値(TTM)を基準として計算されたレートです。

保険料円入金特約のレート	TTM+50銭
外貨入金特約のレート	(豪ドルのTTM-25銭) ÷ (USドルのTTM+25銭)
円支払特約のレート(*3)	TTM-50銭

※1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
※記載のレートは2022年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

*3 円建終身保険移行特約(介護保障型)を付加して円建終身保険(介護保障型)に移行する場合にも当レートが適用されます。

年金支払期間中にご負担いただく費用

・年金支払特約・年金移行特約を付加した場合には、次の費用を差し引きます。

項目	費用	ご負担いただく時期
年金を管理するための費用	年金額の1.00%	毎年の年金支払時に差し引きます。

※費用の割合は2022年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

解約時・減額時にご負担いただく費用(解約控除)

・契約日から10年未満の解約時・減額時、または契約日から10年未満の円建終身保険(介護保障型)移行時に、経過年数に応じて、積立金額に対して10.0%~1.0%を差し引きます。

解約控除率	10.0%~1.0%
-------	------------

外貨を円に交換する場合の影響(為替リスク)について

・為替相場の変動により、保険金などの受取時の円換算額が、一時払保険料や保険金などの契約時の為替相場による円換算額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

・解約時・減額時に、運用対象となっている資産(債券など)の価値を解約返戻金額に反映させる「市場価格調整」を行うため、市場環境などの変化により解約返戻金額が増減します。そのため、解約時・減額時の市場環境などの変化によっては、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※一般的に、債券の価値は、市場金利が高くなると下がり、市場金利が低くなると上がる性質があります。

・契約日から10年未満で解約・減額をされる際には、経過年数に応じた「解約控除」を行います。そのため、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

円建終身保険(介護保障型)へ移行する際の影響(リスク)について

・円建終身保険(介護保障型)へ移行した後は為替リスクがなくなりますが、移行する際には外貨建の解約返戻金額を算出し、これを円換算した金額をもとに移行後の保険金額などを決定します。そのため、移行時には「市場価格調整」「解約控除」「為替相場」などの影響を受け、移行後の円建の保険金額などが、一時払保険料や移行前の保険金の契約時または移行時の為替相場による円換算額を下回ることがあります。

販売手数料について

一時払保険料の額に下記の支払率を乗じた金額が、1年あたりの販売手数料として引受保険会社から募集代理店に対して支払われます。なお、販売手数料は、上記「ご負担いただく費用について」に追加してお客さまにご負担いただくものではありません。

支払率	被保険者の契約年齢		満40歳~満74歳	満75歳~満80歳	満81歳~満85歳
		初年度		4.70%	3.50%
	次年度以降(支払期間:5年)		0.06%	0.01%	0.01%

・この商品は、メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

・金融情勢などの影響により、基準利率保証期間によってはお取扱いを見合わせている場合があります。

・お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

■募集代理店

■引受保険会社

株式会社足利銀行

〒320-8610 栃木県宇都宮市桜4-1-25
TEL.028-622-0111(大代表)

 **MetLife**
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社

〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
www.metlife.co.jp TEL:0800-1701573

補2112-9057 WL07-GC-1101-0129[1](22.04)
【普2】 2ページ/2ページ(2022年4月現在)

販売会社：株式会社 足利銀行

この資料は、この商品のすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「概要明示用資料」「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレット」「設計書」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品はメットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品などの内容（当行は、組成会社などの委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	ウェルスデザインⅡ (契約時の基準利率保証期間 10年：利率変動型一時払終身保険（米ドル建介護保障型） 契約時の基準利率保証期間 30年：利率変動型一時払終身保険（米ドル建介護保障型 22）)
組成会社(引受保険会社)	メットライフ生命保険株式会社
販売委託元	
金融商品の目的・機能	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大切なご家族のための保障やご自身の介護にかかる保障を確保しながら、資産形成を行うことができるUSドル建の終身保険です。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時払保険料以上の死亡保障や介護保障をUSドル建で準備できます。 簡単な健康告知（2項目）でお申込みいただけます。 被保険者が死亡された場合は死亡保険金を、公的介護保険制度による要介護2以上の状態に該当していると認定された場合は介護保険金をお支払いします。 契約時（更改時）の基準利率にもとづきUSドル建で資産を運用し、将来に向けた資産形成を行うことができます。 契約時の基準利率保証期間は10年または30年から選択できます。更改時の基準利率保証期間は10年です。 ご契約から3年経過以後、お申出いただくことでご希望のタイミングで円建の終身保険に移行し、死亡保障と介護保障を円建に変更できます。 <p>※ 金融情勢などの影響により、基準利率保証期間によってはお取扱いを見合わせている場合があります。</p>
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	<ul style="list-style-type: none"> この商品は、まとまった資金を運用し、死亡保障や介護保障を確保しながら資産形成を行いたい方を念頭に組成しています。 また、貯蓄機能を有していますが、為替変動リスク、金利変動リスク、解約時の元本割れリスクを許容できる方を想定しています。
パッケージ化の有無	ありません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面またはメットライフ生命ホームページより、お申込みの撤回などができます。

（質問例）① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。

② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。

2. リスクと運用実績（本商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

損失が生ずるリスクの内容	<p>【為替変動リスク】 保険金・解約返戻金は為替レートの変動による影響を受けます。 ・ 保険金などの受取時の円換算額が、契約時の為替レートによる一時払保険料や保険金などの円換算額を下回ることがあります。 ・ 為替レートが契約時から変動しなかった場合でも、為替手数料の負担は生じます。</p>																																			
	<p>【金利変動リスク】 解約返戻金は市場価格調整により、市場金利の変動の影響を受けます。 ・ この商品は、債券などで運用して積立金額をふやすしくみとなっています。債券は市場金利が上昇すると価値が減少します。解約返戻金の計算には、この債券などの価値の変動を反映させるために、市場価格調整を導入しています。</p>																																			
	<p>【解約時の元本割れリスク】 解約返戻金は、USドルベースでも一時払保険料を下回ることがあります。</p>																																			
〔参考〕為替レートの騰落率	<p>【USドル】 最大値 11.4% 最小値▲8.4% 平均値▲0.3% ※ 2016年11月～2021年10月までの5年間の各月末における1年間の騰落率 ※ メットライフ生命が指標として指定している金融機関の公示値をもとに作成</p>																																			
〔参考〕実質的な利回り	<p>【定義】 一時払保険料（USドル建）に対する、「初回の基準利率計算基準日における積立金額（USドル建）」の利回り（年複利） ※ 実質的な利回りは、基準利率より小さい率となります。</p> <p>【実質的な利回りの例】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">契約時の 基準利率 保証期間</th> <th rowspan="2">基準利率</th> <th colspan="4">被保険者の契約年齢</th> </tr> <tr> <th>50歳</th> <th>60歳</th> <th>70歳</th> <th>80歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td rowspan="2">10年（*1）</td> <td rowspan="2">年 1.50%</td> <td>年 1.49%</td> <td>年 1.47%</td> <td>年 1.43%</td> <td>年 1.26%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>年 1.49%</td> <td>年 1.48%</td> <td>年 1.44%</td> <td>年 1.20%</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td rowspan="2">30年（*2）</td> <td rowspan="2">年 1.50%</td> <td>年 1.39%</td> <td>年 1.21%</td> <td>年 0.87%</td> <td>年 0.53%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>年 1.43%</td> <td>年 1.24%</td> <td>年 0.83%</td> <td>年 0.47%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 初回の基準利率計算基準日：10年後の契約応当日 *2 初回の基準利率計算基準日：30年後の契約応当日 ※ 商品により保障内容や前提条件が異なります。ご契約に適用される基準利率や実質的な利回り（年複利）については、個別の設計書などにてご確認ください。</p>		契約時の 基準利率 保証期間	基準利率	被保険者の契約年齢				50歳	60歳	70歳	80歳	男性	10年（*1）	年 1.50%	年 1.49%	年 1.47%	年 1.43%	年 1.26%	女性	年 1.49%	年 1.48%	年 1.44%	年 1.20%	男性	30年（*2）	年 1.50%	年 1.39%	年 1.21%	年 0.87%	年 0.53%	女性	年 1.43%	年 1.24%	年 0.83%	年 0.47%
	契約時の 基準利率 保証期間				基準利率	被保険者の契約年齢																														
		50歳	60歳	70歳		80歳																														
男性	10年（*1）	年 1.50%	年 1.49%	年 1.47%	年 1.43%	年 1.26%																														
女性			年 1.49%	年 1.48%	年 1.44%	年 1.20%																														
男性	30年（*2）	年 1.50%	年 1.39%	年 1.21%	年 0.87%	年 0.53%																														
女性			年 1.43%	年 1.24%	年 0.83%	年 0.47%																														
〔参考〕解約返戻金推移	個別の設計書をご確認ください。																																			

※ 損失リスクの内容の詳細は契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレットの契約概要「この商品のリスクについて」「解約返戻金について」に記載しています。

- （質問例）③ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
 ④ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
 ⑤ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
 ⑥ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
 ⑦ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
 ⑧ 実質的な利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入または保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用 （販売手数料など）	・ 基準利率を決定する際に、死亡保障・介護保障および保険契約の締結・維持にかかる費用をあらかじめ差し引いています。
継続的に支払う費用 （信託報酬など）	・ 第 2 保険期間中、介護保障にかかる費用を積立金から毎月差し引きます。 ※この費用は、基準利率・契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載できません。
運用成果に応じた費用 （成功報酬など）	ありません。

※ 上記以外に生ずる費用を含めて詳細は概要明示用資料および契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレットの注意喚起情報冒頭「ご負担いただく費用について」に記載しています。

（質問例）⑨ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑩ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- ・ 解約はいつでも可能です。
- ・ 解約する場合、解約控除（経過年数に応じて、積立金額に対して10.0%～1.0%）や、市場金利の変動の影響により、解約返戻金は US ドルベースでも一時払保険料を下回ることがあります。
- ・ また、解約返戻金を円で受け取る場合、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料（円換算額）を下回ることがあります。

※ 詳細は契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレットの契約概要「解約返戻金について」に記載しています。

（質問例）⑪ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約返戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、この商品の組成会社(保険会社) から、販売時のコンサルティングや契約後のアフターフォローなどの対価として、以下の手数料をいただきます。

初年度手数料 : 一時払保険料に対して、4.70%~1.50%

次年度以降手数料 : 一時払保険料に対して、0.06%~0.01% (支払期間 : 5年)

当行は、この商品の組成会社等との間で、株式保有等の資本的関係や、出向等の人的関係等の特別な関係性を有しておりません。

当行の営業職員に対する業績評価上、この生命保険の販売が、他の同様の機能や保障等の特徴を有する生命保険の販売より高く評価されることはありません。

※ 利益相反の内容とその対処方針については、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」をご参照ください。

(<https://www.mebuki-fg.co.jp/company/fd/>)

(質問例) ⑫ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私にすすめていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要 (NISA、つみたて NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください)

【一時払保険料】一般生命保険料控除の対象となります。

【死亡保険金】契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、相続税または贈与税または所得税(一時所得) + 住民税の対象となります。

【介護保険金】一時金で受け取る場合は原則非課税となります。

【解約返戻金】所得税(一時所得) + 住民税の対象となります。

※ NISA、つみたて NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※ 記載の内容は、2021年11月現在のものです。税務の取扱いは、将来変更されることがあります。個別具体的な税務の取扱いについては、関与税理士または所轄の税務署にご相談ください。

※ 詳細は契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレットの注意喚起情報「税金のお取扱いについてご確認ください」に記載しています。

7. その他参考情報 (契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください)

・ 保険会社が作成した「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」

https://www.metlife.co.jp/lf1/common/pdf/p380/p380_imp.pdf

※ 販売中商品の最新版を掲載しています。



※ この重要情報シートは、個別に記載している箇所を除き、2022年4月時点の内容を記載しています。

補 2112-9058 WL07-JST-1101-0000 [1] (22.04)